

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

1. 目的

この要領は、姫路市が発注する建設工事において、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る取り組みとして、熱中症対策に資する現場管理費の補正に必要な事項を定めるものである。

2. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。

(2) 工期

熱中症対策に資する現場管理費の補正（以下、熱中症対策補正という）において、工期とは、現場着手日から現場完成日までの日数をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。

(3) 現場着手日

実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量）に着手した日をいう。その前の期間は準備期間とみなし、対象期間に含めない。

(4) 現場完成日

設計書に積上げ計上している全ての工種が完了した日をいう。ただし、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は、20日前を現場完成日とみなし、以降は後片付け期間とし、対象期間に含めない。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工事期間中の真夏日（日）}}{\text{工期（日）}}$$

真夏日率は小数第2位止め（3位四捨五入）

3. 対象工事

主たる工種が屋外作業である建設工事で、予定価格が200万円を超えるもの（ただし単価契約工事を除く）を対象とする。

※建築工事及び電気設備工事、機械設備工事については、一般的な熱中症対策に関する項目は、共通仮設費及び現場管理費に含まれるとされているため、補正の対象外とする。

4. 積算方法

受注者より提出された計測結果資料(参考参照)をもとに、真夏日率を現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

(1) 補正方法

$$\text{補正值（\%）} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

補正值（\%）は小数第2位止め（3位四捨五入）

(2) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数※) + **補正值**)

※補正係数：地域補正等

なお、「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

5. 気温の計測方法等

(1) 計測方法

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載する。使用する観測所は以下のとおりとし、気象庁の気温または環境省が公表している暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

観測所名	所在地
姫路	姫路市神子岡前 姫路特別地域気象観測所

(2) 計測結果の報告

受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料(様式1 真夏日率算定表)を提出する。

6. 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行う。

なお、一般管理費算出時の、現場管理費率に係る補正值は、親設計書で設定した補正值によるものとする。

7. 週休2日制の経費補正を行う場合の適用

週休2日制の補正と同時に熱中症対策に資する現場管理費率の補正を行う場合は、熱中症対策による補正值加算後に週休2日制の補正係数を乗じる。

現場管理費＝

対象純工事費 × { ((現場管理費率 × 補正係数) + 熱中症補正值) × 週休2日制の補正係数 }

8. 対象工事である旨等の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨を特記仕様書等に明示する。

9. 適用

令和8年4月1日以降に契約する工事とし、受注者が現場管理費の補正を希望した場合に適用する。

なお、令和8年4月1日より前に公告した工事についても、受注者が現場管理費の補正を希望した場合に、本通達日以降に受発注者協議し、次回変更契約時点において特記仕様書へ追記を行うことで適用できる。

10. その他

本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。